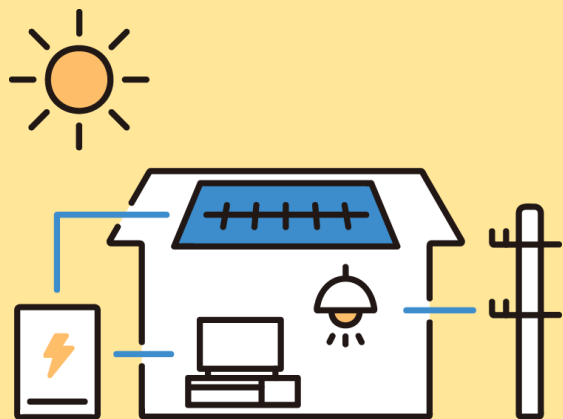


世羅町省エネ行動モニター

募集中!



省エネに取り組むメリット



環境に優しい



家計に優しい

みなさん一緒に省エネに取り組みませんか?

モニター募集期間

7月1日から12月19日

モニター実施期間

10月1日から令和8年9月30日

参加者全員に

参加賞あり!

省エネ達成の場合

達成賞あり!

※参加賞・達成賞の贈呈には条件があります。

詳しくはこちらの
QRコードから



参加はこちらの
QRコードから



【お問合せ】

世羅町 町民課 環境整備係

住所:世羅町大字西上原 123-1

電話:0847-22-4513

メール:kankyo@town.sera.hiroshima.jp

制度の詳細は裏面をご覧ください。

世羅町省エネ行動モニターの概要

モニターの参加要件

- ①町内に住所を有する方(1世帯1人のみ)
- ②省エネ行動・省エネ行動モニター報告書等に取り組む方
- ③省エネ行動のデータや報告書の内容等を、個人が特定されない範囲で公表されることに同意する方

モニターの受付期間

7月1日から12月19日

モニターの実施事項

検針票等を参考に 10月1日から令和8年9月30日の1年間の電気、ガス、水道使用量を報告書に記入し、アンケートの回答とあわせて町民課 環境整備係へ提出する。

※可能であれば、電気、ガス、水道の3つの報告をお願いしていますが、いずれかひとつの報告でも構いません。

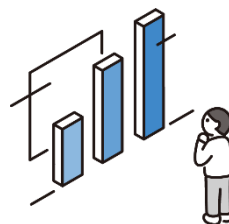
提出していただいた方には、参加賞を贈呈します。また、実施期間における使用量が前年同期間の使用量から10%以上減少したときは、参加賞とは別に達成賞を贈呈します。

※報告書に不備がある場合や長期不在等省エネ行動以外の理由で使用量が10%以上減少した場合は、賞品の贈呈ができませんので、ご注意ください。

モニターの流れ



①モニターの申し込みを行う。



②毎月、家庭の電気、ガス、水道の使用量の確認を行う。



③報告書をまとめ、アンケートとあわせて、町民課 環境整備係へ提出する。



④参加賞及び達成賞をもらう。

【申請方法】

いずれかの方法で申請してください。

- ①必要事項を記載した申請書を町民課 環境整備係へ持参
- ②必要事項を記載した申請書を町民課 環境整備係へ郵送
- ③インターネットのオンラインフォームで申請

【お問合せ】

世羅町 町民課 環境整備係

住所:世羅町大字西上原123-1

電話:0847-22-4513

メール:kankyo@town.sera.hiroshima.jp



世羅町ホームページ



モニター申請フォーム